

ればならない事項をはっきりさせるべき。

- ・ REACHで要求されているCSR（化学物質安全性報告書）レベルのリスクアセスメントを実施する能力を有している会社は少ない。
- ・ リスクアセスメントの実施状況の資料では、かなり普及しているようだが、現場の実態はまだである。
- ・ 災害防止という目標はよいが、どんな「災害」を防止しようとするのか明確にするべき。
- ・ アメリカでは、事業場のリスクアセスメントを実施するにあたり、まず現場を見て、ばく露を評価することから始められている。
- ・ 専門家でなくても活用できる、コントロール・バンディングといった管理手法もあるが、化学物質に係る有害性のリスクを判定するときは、ばく露限界値が基本である。コントロール・バンディングによるリスク判定が難しい場合、そこではじめて、測定が実施される。
- ・ 日本では、公的に有害物質についてばく露限界値が示されていない。
- ・ アメリカの中小企業では、コンサル会社にコントロール・バンディングを含め、リスクアセスメント全般を依頼しているところもある。
- ・ アメリカでは、事業場のリスクアセスメントの実施を主に専門家が担当しており、定性的な方法も取り入れながらリスクアセスメントが実施されてきた。日本では、法令により仕組みががんじがらめに縛られているため、人材が育ちにくい環境であった。
- ・ コントロール・バンディングを管理手法に取り入れるという考え方はよいが、国が現在行っているリスク評価との関係を明らかにすべき。
- ・ リスクアセスメントを実施するには、ある程度の専門性が必要。やみくもに個々の事業場がリスクアセスメントを実施するよりは、専門家が実施すべき。
- ・ リスクアセスメントは、安全衛生推進者のテキストに少し掲載されている程度であり、化学物質管理はほとんど掲載されていない。そのため、教育を行うにしても不十分な状況にある。
- ・ 健康診断結果や衛生委員会の議事録のように、リスクアセスメントの実施結果や作業環境測定の結果を労働者に知らせる仕組みを検討すべき。
- ・ 中小を対象にしているようである「より受け入れられ易い管理手法の促進」が、現行の制度にどのようにつながっていくのかを議論するべき。